

令和7年4月18日

保護者の皆様

田原市立神戸小学校長

中 村 光 俊

台風等異常気象時における対応について

1 暴風警報が発表された場合（愛知県全域、愛知県東部、東三河南部、田原市のいずれかに警報発表）

（1） 児童の登校する以前に名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合

ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

イ 午前6時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。

上記アの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、安全が確認されるまで自宅待機とします。

（2） 児童の登校後に名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、児童の安全を校内において確保します。この場合には学校までお迎えをお願いします。（学校から「デンタツくん」で連絡します。）

（3）暴風雪警報についても、暴風警報と同様の扱いとします。

2 特別警報が発表された場合（愛知県全域、愛知県東部、東三河南部、田原市のいずれかに警報発表）

（1） 児童の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

ア 登校させないでください。自宅で、安全を確保してください。

イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させうると判断できるまでは登校させないでください。

（2） 児童の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保します。（学校留め置き、保護者への引き渡し等について、「デンタツくん」で連絡します。）

イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させません。（学校から「デンタツくん」で連絡します。）

※「特別警報」は「警報」をはるかに超える現象に対して発表されるものです。

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨、雷、強風等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

(1) 児童の登校する以前の場合

ア 安全と判断されるまで、自宅で待機し、安全を確保してください。児童の安全を優先し、遅刻扱いはしません。

イ 通学班員同士、お互いに連絡し合ってください。

(2) 児童の登校後の場合

ア 安全と判断されるまで学校で待機させ、安全を確保します。(長い時間待機させる場合は、「デンタツくん」で連絡します。)

イ 安全に帰宅できると判断した後、児童を引き渡したり、教員巡視等により児童を下校させたりします。(「デンタツくん」で連絡します。)

(3) 気象情報により、休校、学校の日課を変更する場合は、「デンタツくん」で連絡します。

4 大津波警報、津波警報が発表された場合

(1) 児童の登校する以前の場合

ア 低い場所にいる場合は、高い場所へ避難してください。その際、低い場所を通過することのない経路で高い場所へ避難してください。

(2) 児童の登校後の場合

ア 学校を避難場所とします。(長い時間待機させる場合は、「デンタツくん」で連絡します。)

イ 安全に帰宅できると判断した後、児童を引き渡したり、教員巡視等により児童を下校させたりします。(可能であれば、「デンタツくん」で連絡します。)

(3) 気象情報により、休校、学校の日課を変更する場合は、「デンタツくん」で連絡します。

5 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合（次ページ参照）

※ご不明な点がございましたら、学校（２２－０５４２）までご連絡ください。

担当（教頭）